

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	平成30年度 首里城公園施設長寿命化計画更新その他業務
業 務 概 要	本業務は、国営沖縄記念公園首里城地区利用者の安全性の確保およびライフサイクルコスト縮減と費用の平準化の観点から、公園施設の適切な修繕（改築）や計画的な維持管理方針の明確化、共有化を図ることを目的に、公園施設の長寿命化計画を策定するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所長 鈴木 武彦 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地
契 約 年 月 日	平成30年 8月 8日
契 約 業 者 名	(一社)日本公園緑地協会
契約業者の住所	東京都千代田区岩本町3-9-13 岩本町寿共同ビル
契 約 金 額	16,178,400円 (税込み)
予 定 価 格	17,690,400円 (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	国営沖縄記念公園事務所 首里出張所
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間(自)	平成30年 8月 9日
履行期間(至)	平成30年12月21日
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名 平成30年度 首里城公園施設長寿命化計画更新その他業務

2. 履 行 場 所 国営沖縄記念公園事務所 首里城地区

3. 契約の相手方

名称：一般社団法人日本公園緑地協会

住所：東京都千代田区岩本町3-9-13 岩本町寿共同ビル

電話：03-5833-8551

4. 随意契約適用法令

会計法第29条の3第4項及び

予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 当該業務の目的・内容

本業務は平成24年度に策定された「首里城公園施設長寿命化計画」を基に、平成24年度以降に竣工した施設及び各種設備等を対象に点検調査を行い、現状把握と課題等を抽出し、過年度業務に策定された長寿命化計画の更新を行うことを目的に実施するものである。

また、首里城公園は平成4年の一部開園以来、年間を通して各種行祭事(イベントを含む)を開催し、首里城の歴史・文化を発信することにより首里城公園の魅力向上を図ってきた。今回、首里城公園の開園に向け、首里城公園の利用促進や魅力向上を目的とした「首里城公園における今後の行催事のあり方」について、検討を行う。

なお、「首里城公園における今後の行催事のあり方」については過年度実施された行催事検討専門委員会を参考に、当公園を熟知した有識者、関係機関による委員会を開催し、意見、助言等を受け、進めるものである。

(2) 随意契約に付する理由

首里城公園は貴重な文化遺産を回復し、新たな県民文化の創出、伝統技術の継承・発展を図り、歴史的風土探訪の場の創出を目的として整備される国営公園である。特色ある公園施設の長寿命化計画の作成と有識者の意見を踏まえて検討する「首里城公園における行催事」にあたっては専門的な技術及び知識が要求されるため、「プロポーザル方式により業務を発注するほうが優れた業務成果が期待できるものと判断し、技術提案を求め、公平性、透明性及び客観的に確保される簡易公募型に準じたプロポーザル方式を適用し競争参加者を公募したところ2社から技術提案を受け、建設コンサルタント選定委員会において当該業務に必要な知識、経験、技術力等を審査した結果、一般社団法人日本公園緑地協会を適確業者として特定し、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定に基づき随意契約を行うものである。